

令和6年度 遊休農地流動化促進事業補助金 を活用してみませんか

稲沢市では、農地の荒廃の防止及び流動化を促進するため、遊休農地となっている畑地について、利用権設定を受けた農業者に補助金を交付しています。また、令和6年度より、遊休農地の解消及び発生を抑制を目的として防草シートの購入費・敷設委託費への補助を新設しました。



○補助金について

事業名	I 遊休農地流動化事業	II 遊休農地荒廃防止事業
補助対象者	対象となる遊休農地(畑地に限る)を再生し、耕作する農業者(担い手)	A: 防草シートを購入した遊休農地の所有者または管理者 B: 防草シートの敷設を業者へ委託する遊休農地の所有者または管理者 ※交付決定前に業者に委託して敷設された場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現況地目が畑であり、畑地利用が目的であること。 ・農業委員会による審査・現地確認において、同一年又は前年に遊休農地と判定された農地であること。 ・令和6年1月～12月の間に新規で5年以上の利用権設定(農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定)を受けた農地であること。 	遊休農地の受け手が見つかるまでの休耕措置として遊休農地に敷設する防草シートの購入費及び敷設に係る委託費に対する経費であること。
交付限度額	10aあたり100,000円	10aあたり10,000円 または 防草シートの購入費及び敷設委託費に相当する額のいずれか低い額
備考	※予算には限りがあります。 ※交付額は1,000円未満切捨て	

※遊休農地とは、現に耕作がされておらず、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能であると確認できる農地で、農業委員会により判断しています。

裏面へ

○申請について

事業名	I 遊休農地流動化事業	II 遊休農地荒廃防止事業	
		A 防草シートを購入した場合	B 防草シートの敷設を業者へ委託した場合
申請期限	申請年度の2月上旬頃 ※農業委員会で把握している遊休農地に利用権設定がされた場合、市から補助金の案内を郵送します。	令和7年3月7日(金)まで	令和7年1月31日(金)まで ※申請期間を延長しました
申請までのスケジュール	①事前相談 ②利用権設定(随時) ③補助金申請(2月上旬頃) ※利用権設定は、申請年度の1月～12月の間に設定したものの。	①防草シートの購入・支払 ②申請期限までに下記の申請書類を提出 ※防草シートの購入は令和6年4月以降のものに限る。	①見積書の取得 ②申請期限までに下記の申請書類を提出
申請書類	①補助金交付申請書 ②利用権等の設定が確認できるもの(農地基本台帳の写し等)	①補助金交付申請書 ②領収書の写し ③防草シートを敷設する農地の情報が分かる物(農地基本台帳の写し等) ④防草シートを敷設する農地の位置図 ⑤防草シートの敷設状況が確認できる写真	①補助金交付申請書 ②見積書の写し ③防草シートを敷設する農地の情報が分かる物(農地基本台帳の写し等) ④防草シートを敷設する農地の位置図

※予算には限りがあります。



©稲沢市 いなッピー

◆ お問い合わせ・申請手続きについて ◆



市ホームページはこちら→

「遊休農地流動化促進事業補助金」 ページID：431



ご不明な点等がございましたら下記までご連絡ください。

稲沢市役所 経済環境部 農務課 農業振興グループ

電話 0587-32-1352 (ダイヤル) ファックス 0587-32-1240